

■交通環境の現状

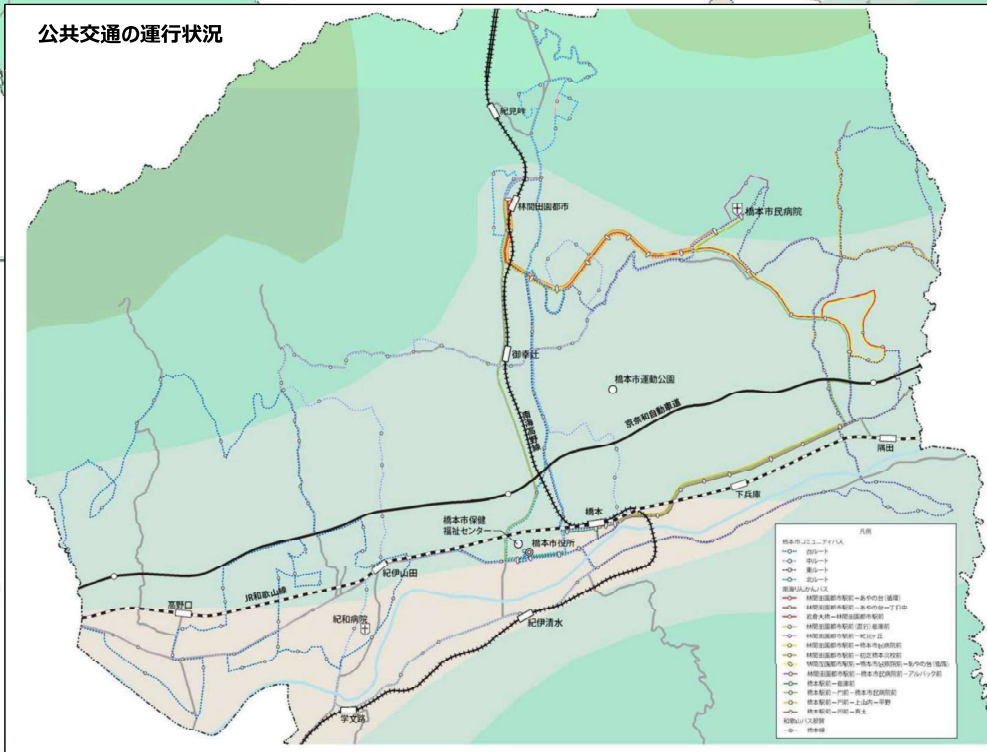
主な商業施設の立地状況



公共施設の分布状況



公共交通の運行状況



- 凡例
- 橋本市コミュニティバス
 - 西ルート
 - 中ルート
 - 東ルート
 - 北ルート
 - 南海りんかんバス
 - 林間田園都市駅前～あやの台(循環)
 - 林間田園都市駅前～あやの台～丁口中
 - 岩倉大橋～林間田園都市駅前
 - 林間田園都市駅前(直行)車庫前
 - 林間田園都市駅前～紀伊ヶ丘
 - 林間田園都市駅前～橋本市市民病院前
 - 林間田園都市駅前～初芝橋本高校前
 - 林間田園都市駅前～橋本市市民病院前～あやの台(循環)
 - 林間田園都市駅前～橋本市市民病院前～アルバック前
 - 橋本駅前～車庫前
 - 橋本駅前～門前～橋本市市民病院前
 - 橋本駅前～門前～上山内～平野
 - 橋本駅前～門前～真土
 - 和歌山バス那賀
 - 橋本線

- 凡例
- 橋本市コミュニティバス
 - 西ルート
 - 中ルート
 - 東ルート
 - 北ルート
 - 南海りんかんバス
 - 林間田園都市駅前～あやの台(循環)
 - 林間田園都市駅前～あやの台～丁口中
 - 岩倉大橋～林間田園都市駅前
 - 林間田園都市駅前(直行)車庫前
 - 林間田園都市駅前～紀伊ヶ丘
 - 林間田園都市駅前～橋本市市民病院前
 - 林間田園都市駅前～初芝橋本高校前
 - 林間田園都市駅前～橋本市市民病院前～あやの台(循環)
 - 林間田園都市駅前～橋本市市民病院前～アルバック前
 - 橋本駅前～車庫前
 - 橋本駅前～門前～橋本市市民病院前
 - 橋本駅前～門前～上山内～平野
 - 橋本駅前～門前～真土
 - 和歌山バス那賀
 - 橋本線

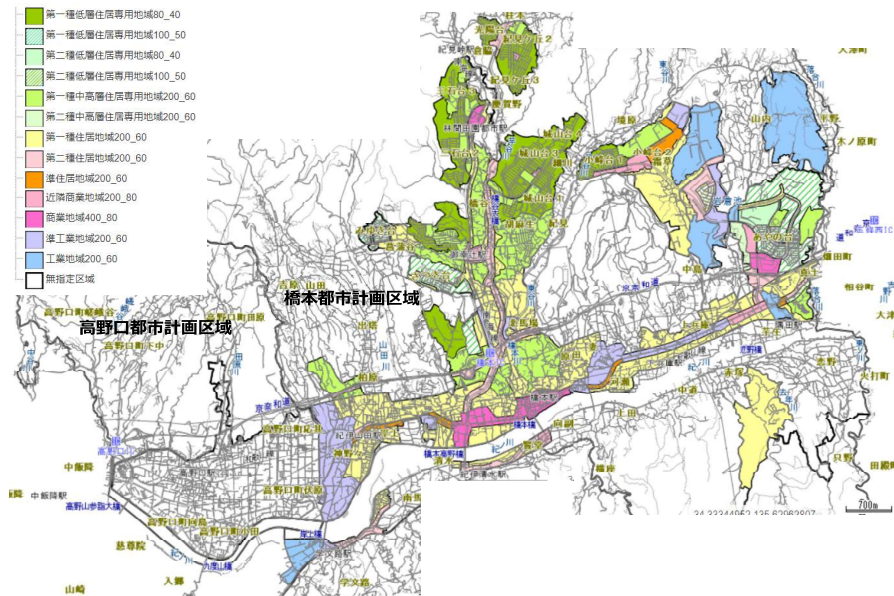
橋本市地域公共交通網形成計画 (H29.3 策定)

■土地利用の規制

| 区分 | 橋本市 | 橋本市高野口町 |
|---------------|--|--|
| 行政区画面積 | 11,025ha | 2,006ha |
| 都市計画区域面積 | 8,944ha (橋本都市計画区域) | 1,927ha (高野口都市計画区域) |
| 開発行為 | 開発許可 3,000㎡以上 ※都市計画区域外は 1万㎡以上 | 開発許可 3,000㎡以上 ※都市計画区域外は 1万㎡以上 |
| 用途地域面積 | 非線引き用途地域 2,054ha | 非線引き白地地域 |
| 用途地域内 建築規制 | 【建築物の用途、容積率/建蔽率】 用途地域の種類に基づく | - |
| 用途地域外 建築規制 | 【容積率/建蔽率】 200/70 (指定区域) 400/70 (指定区域) 200/60 (その他の区域) | 【容積率/建蔽率】 300/70 (公共下水道区域) 200/70 (その他の区域) |

※建築規制には、用途地域の指定状況によって斜線制限、日影規制が定められている。

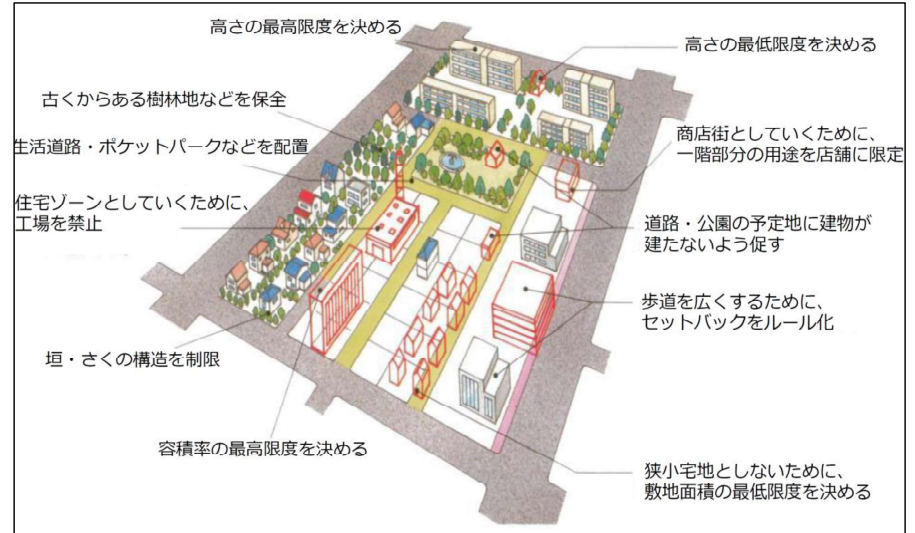
橋本都市計画区域用途地域の指定状況



きめ細かな地区レベルのまちづくり制度の例

○地区計画 ※現在橋本市では指定されていない。

地区計画は、都市計画法に基づき、既存の都市計画を前提に、住民の合意に基づき、ある一定のまとまりを持った身近な「地区」を対象にして、その地区の実情に合ったよりきめ細ルールを定めるものです。



○建築協定 ※現在橋本市では 13 地区で締結

建築協定は、住宅地などの良好な環境を形成するために、建築基準法に基づき、土地や建物の所有者同士、又はそれらの所有者と建設業者などとの間で、建築物に関する基準（用途、敷地、形態・意匠など）について、建築基準法の制限に上乗せして独自の基準をつくり、協定として定めるものです。

- 紀見ヶ丘建築協定
- 光陽台建築協定
- 小峰台建築協定
- 南海橋本林間田園都市三石台第六地区建築協定
- 南海橋本林間田園都市三石台第七地区建築協定
- 南海橋本林間田園都市 三石台第八地区建築協定
- さつき台 (A) 建築協定
- さつき台 (B) 建築協定
- さつき台 (C) 建築協定
- 南海橋本林間田園都市あやの台二丁目第一地区建築協定(平成 28 年変更)
- 南海橋本林間田園都市あやの台二丁目第二地区建築協定
- 南海橋本林間田園都市あやの台二丁目第三地区建築協定
- 南海橋本林間田園都市あやの台二丁目第四地区建築協定